

公開シンポジウム 参加者の皆様へ

このたびは、日本教育制度学会会員をはじめ多くの方々に公開シンポジウム「定義づけられた静的制度を動的制度として捉え直すーコミュニティ・スクール先進地からの問いかけー」にご参加いただけますこと、心より感謝申し上げます。

さて、本シンポジウム企画の趣旨は「大会プログラム」に掲載しておりますが、ここで少し補足説明をさせていただくとともに、当日の進行についても簡単にお伝えしておきます。

「趣旨」に書きましたように、山口県は他県に先駆けてコミュニティ・スクールを導入してきた県であり、2020年4月には県内全ての公立小・中・高等学校・特別支援学校が学校運営協議会を設置してコミュニティ・スクールとなりました。「先進地」を自認する本県では、コミュニティ・スクールによる地域連携教育が県・市町教育委員会、公立学校はもちろん、地域住民や山口大学等の関係者にも浸透しています。その様子を本学会において発表したこともございました(第29回大会「課題別セッション」2022年)。

ただ、このシンポジウムは、山口県のコミュニティ・スクールそれ自体をテーマとするものではありません。コミュニティ・スクール先進地であるからこそ、法的定義ないし本来規定された概念から逸れ、そこに新たな意味やイメージを(が)付与する(される)行為である「実践的な知恵」を経験してきたようにも思えます。山口県ではコミュニティ・スクールのことを、学校運営協議会が設置された学校であると単純に捉えてはいません。「静的制度」が運用段階に至り、そこに実践的な知恵が与えられ、拡大、逸脱、溶解した「動的制度」となる。それを先鋭的に経験してきたのではないか。そんなふうにも感じています。

ところで、「定義」にはいわゆる「辞書的な定義」と「操作的な定義」が存在します。前者は“lexical definition”であり、現に存在する具体的な使用例から帰納的に集約され、編纂される辞書の中に収められていきます。辞書を引く者からすれば、「与えてもらう定義」ということになるでしょう。与えられたその定義に基づいて、演繹的にその用語を用いることで、その定義にはさらに正統性が蓄えられていきます。一方、後者は“operational definition”であり、概念や理論をより専門的に限定していこうとするものです。研究者は、そのための操作に取り組みねばなりません。こちらは与えてもらう定義ではなく、「自分が与える定義」となります。

一般に研究には、新規性や独自性、学問への貢献性が求められます。辞書的な定義もまだ存在しない「新しい制度」に取り組む場合、あるいは、辞書的な定義が一応ありはするが概念操作が要する場合、研究者は、読者や聴衆がすでに獲得している知識を想定しながら、「定義」に向き合わねばなりません。「制度」には、デノテーション(明示的な意味)やコノテーション(暗示的な意味)が、辞書的／操作的に付与されます。制度が命脈を保つ限り、時間的、文化的変動を踏まえた研究を、読者の可読性を保った上で言語化し、理解可能で説得力のあるものにしていくことが求められます。

我が国のコミュニティ・スクールについては法制度導入よりも前の段階で、地域参画型運営という文脈で学校理事会などの英米モデルが参照され、欧米型学校運営を日本に導入するといったイメージで説明

されたこともありましたが。有志提案による契約型学校という米国のチャーター・スクールに近いものとして構想されたこともあったはずですが。当初から曖昧な概念を含んで紹介されたわけですが、少なくとも、実際の権限や法的位置づけにおいて、これらと同一とされた政府公式の説明や立法趣旨は存在しません。「コミュニティ・スクール」の名称は、単に自主性や経営の独立性ではなく、学校が「地域と連携し、共に子どもを育てる場」であることを強調しています。より広い住民参加を促す表現として、日本語としての「コミュニティ・スクール」が、用語として選ばれたものと思われます。

ところで、米国には 20 世紀初頭から「コミュニティ・スクール」と称される「制度」が存在します。これは、学校を地域の拠点とみなそうとする思いが込められた名称なのでしょうが、その制度は今、「フルサービス・コミュニティ・スクール」として医療や福祉等の近接領域を包摂するものに変容、拡大しています。また、不思議なことに、日本で学校運営協議会をもつ学校に対して「コミュニティ・スクール」という名称が与えられた際には、すでに長らく存在していた米国の「コミュニティ・スクール」はまったく紹介されませんでした。

当然ですが、「制度」は所与のものとしてそこに存在しているわけではありません。他と区別できるように、意味や範囲を確定する行為やその結果としての「定義」として、そこに生み出されます。「定義づけられた静的な制度」のうち、あるものは辞書的な定義を纏い、またあるものは操作的な定義として限定的にその輪郭を形づくられ、今ここに存在することになります。しかし、命を与えられた制度は「動的な制度」となり、制度の定義や概念を変容させつつ、場合によっては誤解ないし曲解されながらもそこに漂うことになるでしょう。制度自体が溶解することも、また、誰かによって溶解させられることも起こり得ます。「定義づけられた静的な制度」それ自体が、実は幻影であったということだってあるかもしれません。

本シンポジウムでは、3名の会員にご発表いただきます。それぞれが用意してくださっている、「制度」を表すキーワードは次のようになります。

岸本 睦久（文部科学省）	「フルサービス・コミュニティ・スクール」「二重登録（単位）制度」
元兼 正浩（九州大学）	「学校運営協議会をめぐる動態・停滞」「擬制的「校長養成制度」のゆくえ」
山下 晃一（神戸大学）	「米国における地元教員育成制度」「社会の再生産拠点としての教育委員会制度（の可否）」

当日は、これらのキーワードをもとに語られる内容、そしてフロアからいただく質問や意見などをもとに、「静的制度」が拡大、逸脱、溶解等して「動的制度」となることで、そこに与えられた「実践的な知恵」を探究してみたい。そう考えています。

なお、「シンポジウム」は2時間半で終了しますが、その後の「研究・教育交流会（情報交換会）」では、引き続き3名の登壇者にお残りいただき、参加者の皆様と意見交換していただく時間を設けます。ぜひ、そちらにもご参加のうえ、交流を深めていただければ幸いです。

日本教育制度学会第 32 回大会準備委員会

委員長 佐々木 司、事務局長 小杉 進二